

第1章 本県知財戦略策定の背景と趣旨

1. 知的財産戦略策定の背景
 2. 国における知財施策の展開
 3. 地方自治体における知財戦略の策定状況
 4. 「本県知財戦略」の策定趣旨
- [参考]「知的財産」と「知的財産権」について

1. 知的財産戦略策定の背景

平成14年（2003年）に知財の国家戦略である知的財産推進計画が初めて策定されて以降、我が国は知財立国の実現を国家目標に掲げ、諸施策を展開している。この背景には、近年、成長と活力の源泉が変化し、知財の重要性が高まっていることがある。

国際競争の激化と技術のコモディティ化

- 天然資源に乏しい我が国は、これまで豊富な人材と旺盛な投資活動により、品質・価格の両面で国際競争力のあるものづくりを実現し、経済成長を実現してきた。しかしながら、途上国が技術水準の向上と低廉な人件費を武器に台頭し、近年、特に中国やインドをはじめとするBRICs¹諸国は大きな経済成長を遂げ、世界経済における、財・サービス等の大きな供給主体としての地位を占めるに至っており、GDPランキングでも我が国を上回ることが予測²されている。
- また、原油価格や世界の穀物価格の変動は、原材料の多くを輸入に頼る我が国経済にとっては大きな脅威となっている。さらに、従来我が国が得意分野としていた情報機器、家電等において、製品の低価格化・陳腐化（コモディティ化³）が進行し、我が国の企業の収益等に大きな影響を与えることが懸念されている。このことは、我が国が従来から維持してきた国際競争力の前提を揺るがす可能性を示している。

急激に進む少子高齢化と人口減少

- 我が国では2005年をピークにして人口減少が始まり、今後、その速度が加速することが予測されている。先進国でも類を見ない我が国の少子高齢化と人口減少は、我が国の経済成長にとって大きな不安要素となっている。

競争力強化のために不可欠な技術イノベーション⁴

¹ 経済発展が著しいブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の頭文字を合わせた4ヶ国の総称。
² 平成20年度科学技術白書（文部科学省）7ページ。
³ 前掲白書16ページ参照。汎用化や低価格化により、誰でも手軽に利用可能となること。
⁴ 我が国では技術革新と訳されるが、原義は新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会

- 経済成長における科学技術の貢献を示す指標として、GDPの成長率に寄与している全要素生産性（Total Factor Productivity :TFP）という概念がある。全要素生産性とは、生産に寄与する要素のうち、労働投入量及び資本ストック以外の全てを考慮した生産性を意味しており、その向上には、景気変動、労働の質の向上などが含まれるが、技術の進歩が大きな要素を占めるとされている。戦後、我が国は経済復興ばかりでなく高度経済成長を成し遂げたが、GDP成長率を労働・資本・全要素生産性のそれぞれの寄与度から分析すると、1950年代後半から1960年代後半にかけてのGDP成長率の増加は、労働寄与度は微増であるのに対して資本や全要素生産性の寄与度の増加が大きな要因とされている。また、1980年代後半のGDP成長率の増加は、労働及び資本の寄与度はほとんど変動していないことから、全要素生産性寄与度の増加が大きな要因であったと考えられる。これらの分析からは、少子高齢化が急激に進む我が国の経済成長を維持・向上させていくためには、全要素生産性のさらなる向上が大きな鍵になってくることがわかる。この全要素生産性の重要な要素である、科学技術の進歩・イノベーション実現の促進に向けた取組が今後重要性を増してくる⁵。

- 1980年代の米国の国際競争力復活を支えたのは、カーター大統領（当時）によって示された「産業技術革新政策に関する大統領教書」（1979年）であり、この中で「世界の主要国が技術革新を通じ競争上の優位を築こうと努めていることは米国に対する挑戦であり、競争力と企業家精神を向上させる独自の政策を打ち出す必要がある」として、特許制度の強化などが明記された。同教書以降、バイ・ドール法⁶の制定（大学発明の企業移転を促進）（1980年）、米連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の創設（特許訴訟の判決統一と訴訟の迅速化を実現）（1982年）などが打ち出された。またレーガン大統領（当時）の下、産業競争力の再生を期するために、いわゆる「ヤング・レポート」がまとめられ、その中で、米国が世界最高水準の技術力を維持しているにも拘らず、貿易収支が悪化している原因を、知的財産の国外における保護が不十分であるためと分析し、対策として知的財産権保護強化のための国内法整備が提言された。これらによって90年代以降の「強いアメリカの復活」の布石が打たれた、とされる。

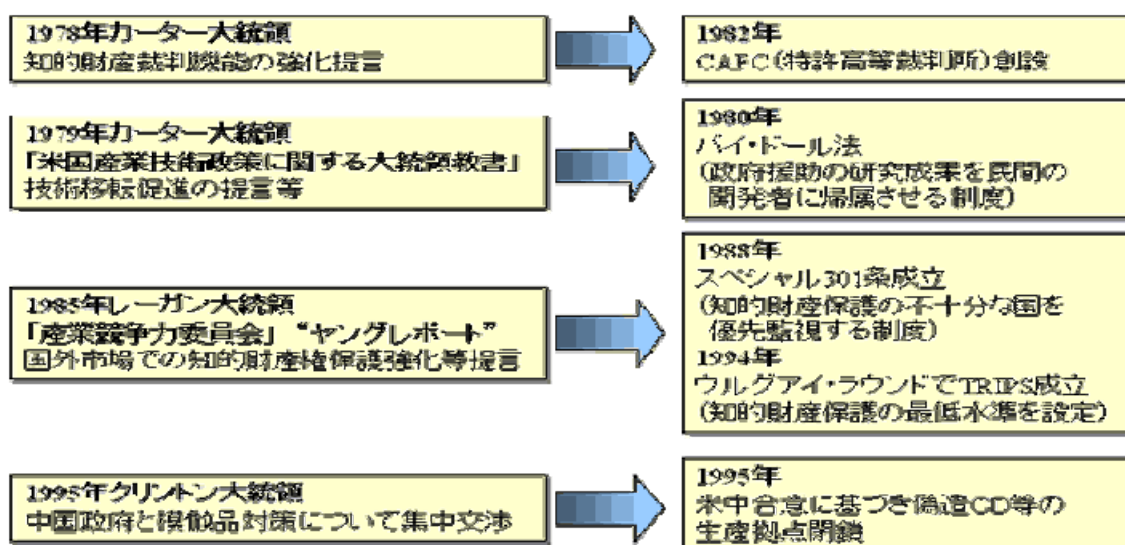
的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。

⁵ 前掲白書第1章5「科学技術によるイノベーションの必要性」、平成18年度科学技術白書第2章 第2節「経済を活性化する科学技術」参照。

⁶ The Bayh-Dole Act 米国において制定された法律のうち、産学連携で開発された知的財産に関する条項の総称。同法によって、政府の資金援助を受けて大学が開発に成功した知的財産の権利を、政府だけでなく当の大学にも帰属させることが可能となり、大学は企業などにライセンス供与ができるようになった。なお、我が国では平成11年に政府資金を供与して行う全ての委託研究開発（特殊法人等を通じて行うものを含む）に係る知的財産権について、①研究成果が得られた場合に国に報告すること ②国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で国に実施許諾すること ③当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づき第三者に実施許諾すること を受託者側が約する場合に、100%受託企業に帰属させることを可能とする「日本版バイ・ドール」（産業活力再生特別措置法第30条、現在は産業技術力強化法第19条）が制定された。

○ IMD (国際経営開発研究所) の国際競争力ランキングにおいて、我が国は 22 位まで後退⁷している (これまでの最高は 1 位)。また、WEF (世界経済フォーラム) の調査⁸でも、昨年の順位 (5 位) から後退 (8 位) した。このように、グローバル化した世界経済の中で、我が国は欧米先進諸国に遅れを取ってしまっているだけではなく、中国やインド等の新興国の台頭に突き上げられている状況にある。

資料 知的財産政策で産業競争力を強化した米国政府⁹



イノベーションに資する知的財産戦略

- イノベーションによる独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出し、それを社会・国民に還元するためには、知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの活性化が不可欠となる。近年のグローバルな競争の激化、新興国の激しい追い上げの中で、我が国が他国の追随を許さない国際競争力を有する技術を持ち続けるためには、常に科学技術によるブレークスルー、すなわち知的財産の革新的な創造と、適切な保護・活用が喫緊の課題となる。
- 技術の高度化や複雑化が進む一方で製品のライフサイクルが短縮化する傾向にあり、企業が自社の研究開発を効率的に行う方策として、自社の力だけでの研究開発に拘ることなく、外部の力を導入することも、企業戦略として一般化している。またIT環境の進化により、かつては大企業の企業内研究所のみがアクセス可能であった知見が、世界中から瞬時にアクセスできる環境が整いつつある。こうしたイノベーションを取り巻く環境の変化を受け

⁷ 平成 20 年 5 月発表。

⁸ 世界経済フォーラム (World Economic Forum) HP 参照。

⁹ 出典：日経 BP 社「日経 BP 知財 Awareness」2004/03/25

<http://www.gcr.weforum.org/>

(<http://chizai.nikkeibp.co.jp>)

て、イノベーションの形態が、研究開発から製品化までを全て自社内で行う垂直統合型から、研究開発の段階から外部の技術力を導入するオープンイノベーション¹⁰型へとシフトしている分野もみられる。オープンイノベーションにおける水平連携においては、知的財産についての慎重な取扱いが必要であることから、近年、特に知的財産の創造・保護・活用に関する知財戦略が重視される傾向にある。

知財コスト・リスクの増大

- 近年、自らは研究開発や製品の製造販売等を行わないにもかかわらず特許を申請・保有し、その特許権を行使して他者から高額な和解金・ライセンス料を得ようとする「パテントトロール¹¹」の存在が顕在化しており、これらへの対応が課題となっている。
- グローバル化や技術の高度化を背景とした特許紛争の増加により、知財訴訟のコストが高額になってきており、米国においては、化学・製薬以外の産業では、特許権から得られる収入を訴訟コストが上回ってしまっているとの指摘もなされている。また、競合他社の牽制を目的として、特に情報、電子分野の各社が特許権を争うように取得し、特許取得のためのコスト増を招いているほか、半導体、電子機器、ソフトウェアなど他の技術が錯綜する分野では、権利範囲の解釈を巡る紛争も生じており、更なるコスト増に繋がっているとの分析もなされている。
- 近年、米国を中心とした大型知財ファンドの活動に世界的な注目が集まっている。これらのファンドは豊富な資金力と優秀な知財人材の集積を背景にして、世界中の優良特許を買い集めているとの報道もある。実際に、日本国内の大学も既にこれらのファンドと提携し、特許等のライセンス業務を委託している実態もある。これらのことは従来、自らの技術と事業を守るためだけの存在であった知財が、オープンイノベーションが進展する中で、知財が研究開発の成果を移転するための手段となり、「知財のマネー化」が世界的な潮流となっていることを示している。

模倣品・海賊版の横行、商標冒認出願事例

- 中国等のアジア諸国において、「模倣品・海賊版の横行」が深刻な問題としてクローズアップされている。特に中国製の模倣品流通による被害額は増加の一途を辿っている（中国における売上ベースの模倣品被害額：9.3兆円（H16）¹²）。中国国内で製造された模倣品のうち、自国内で販売消費されるのはわずか28.5%に過ぎず、その他は各国に輸出されてお

¹⁰ いままで自社内で一連して完結していた研究・開発・製造などといったプロセスが、自社外のプロセスと連携することで機能すること。

¹¹ Patent troll 自らは製品製造やサービス提供を行わないが、自身が保有する特許権を侵害している疑いのある者(主にハイテク大企業)を見つけ出し、それらの者に特許権を行使して巨額の賠償金やライセンス料を得ようとする者を指す英語の蔑称。

¹² 模倣品被害の経済的影響に関する分析調査報告書（特許庁、H16）。

り、日本は中国製模倣品の最大の輸入国ともなっている¹³。

- 近年、我が国製品等のブランドとなり得る我が国固有の地名や日本語の普通名称等が外国（特に漢字文化圏）で第三者によって商標登録される事例¹⁴が多く見られる。これにより、我が国事業者の当該国における事業展開に支障が生ずるリスクが高まっている。

2. 国における知財施策の展開

- 平成14年（2002年）2月の小泉首相（当時）による「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力の強化を国家の目標とする」旨の施政方針演説以降、政府は、知的財産戦略会議の設置、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部の発足と、知財立国の実現に向けて国を挙げて取り組んでいる。
- 現在までに「知的財産高等裁判所の創設」「大学知的財産本部の発足」「特許審査の迅速化」「特許料金等の減額」「30本超の知財関連法の成立」等の成果を上げてきている。
- 平成15年（2003年）からの3年間は「第1期」と位置付けられ、知財制度・体制の整備に充てられた。これを受けて、平成18年（2006年）からの3年間は、第1期で進展した改革の実効を上げるとともに、知財を活用した国際競争力強化を柱とした諸施策を推進していくこととされている。

H14.2 小泉首相（当時）施政方針演説「知財立国」を明言

H14.2.25 知的財産戦略会議を設置

H14.7.3 知的財産戦略大綱を決定

H14.12.4 **知的財産基本法**公布

H15.3.1 知的財産基本法を施行

H15.3.1 知的財産戦略本部を設置

知的財産推進計画の策定（H15以降、毎年改訂）

「国家戦略として知的財産権の創造・保護・活用を進めること」を明確化

知的財産戦略第2期の重点7項目¹⁵

- i) 国際的な展開
- ii) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援
- iii) 大学等における知財の創造と産学連携の推進
- iv) 出願構造改革・特許審査の迅速化
- v) コンテンツの振興
- vi) 日本ブランドの振興

¹³ 2007年度模倣品被害調査報告書（特許庁）参照。

¹⁴ 詳細は「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について」（特許庁プレス発表、H20.6）

¹⁵ 知的財産戦略本部「知的財産基本法の施行状況及び今後の方針について」（2006年2月）

vii) 知財人材の確保・育成

3. 地方自治体における知財戦略の策定状況

- 知的財産基本法第6条の規定を受け、各自治体で知財戦略策定を推進。
- 平成20年10月末時点で、34都道府県で知財戦略を策定済み。

知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）

（目的）

第一条

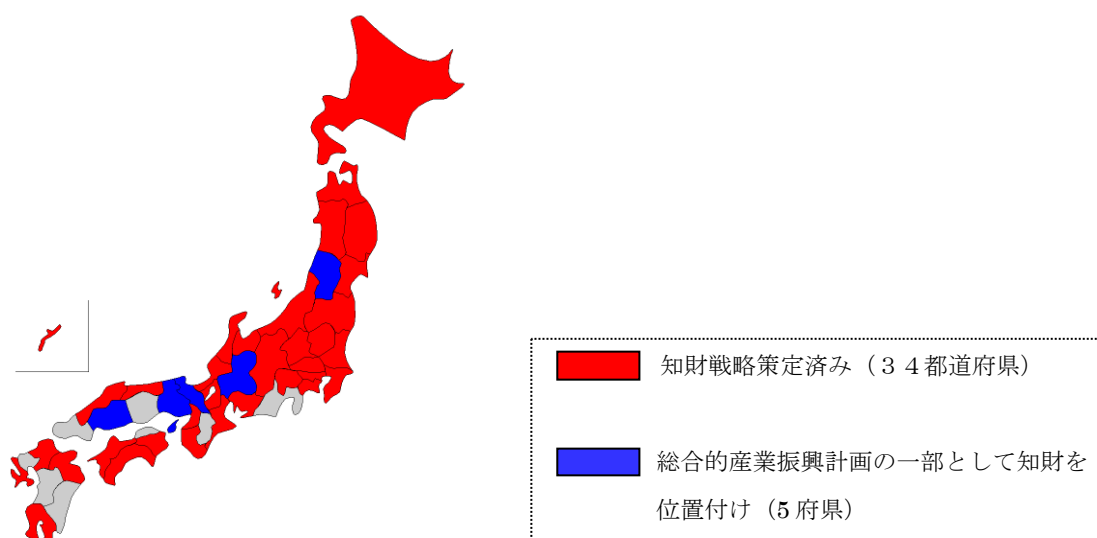
この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第六条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

知財戦略策定状況¹⁶（H20.10）



¹⁶ 「知的財産分野における地方公共団体の施策調査結果等について」（平成20年3月4日 経済産業省・特許庁記者発表資料）を参考にして作成。

4. 「本県知財戦略」の策定趣旨

(1) 知的財産戦略策定の視点

国家戦略として「知財立国」が推進されているが、同時に地域において知的財産戦略を策定する必要性として、以下の視点が挙げられる。

- ① 地域中小企業における知的財産経営の必要性
- ② 産学公連携における知財の重要性
- ③ 地域の独自性を活かした地域産業の振興

① 地域中小企業における知的財産経営の必要性

- 経済の急速なグローバル化、ボーダーレス化が進む中で、企業活動における知財の重要性が飛躍度的に高まっており、こうした世界的潮流は県内企業も例外ではない。県内中小企業が自らの強みを活かし、高付加価値型製品を独占的に販売するための国際・国内競争力を身につけ、自立的発展を達成していくためには、知的財産を戦略的に創造・保護（管理）・活用していくことが不可欠。
- 経済環境の変化が著しい今日、企業が自らの競争優位と企業価値を高めていくためには、選択と集中の観点から、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の三位一体化が不可欠となっている。県内中小企業が、自らの持つ技術力を企業発展に繋げるための技術経営（MOT¹⁷）戦略を自ら打ち立て、自立的に事業展開していくための支援策を検討していく必要がある。
- 近年のアジア諸国における、模倣品・類似品による企業被害は顕著であることから、こうした事態への対処も検討する必要がある。
- 本県の少子高齢化率は全国平均を上回るスピードで進展しており、将来にわたる生産労働力人口の減少が懸念されている。このような厳しい状況の下で、本県の経済成長力を維持し、産業の振興による活力に満ちた地域づくりを達成するには、一人当たりの労働生産性を高めると同時に、産業構造を高付加価値型産業へ大胆にシフトしていくことが必要である。

② 産学公連携における知財の重要性

- 知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業、山口県環境産業マルチパーク構想等が県内で展開されるなど、本県における産学公連携は一定の成果を収めている。これらの産学公連携活動による研究成果を戦略的に知財として保護・管理し、事業化等により活用することが、地域イノベーションの強力な展開に結びつくことから、そのための支援策を検討していく。

¹⁷ Management of Technology の略。

- 質・量ともに優れた山口大学の知財インフラ（知財部門、MOT、TLO¹⁸）に対して、県内中小企業がアクセスしやすくすることにより、産学連携の実効が上がるための環境整備も検討していく。

③ 地域の独自性を活かした地域産業の振興

- 地方分権が本格化し、地方税財源等を巡る議論も活発化するなど、地方にとって大きな転換期にある今日、本県では、埋没することなく確かな存在感を発揮し続けるべく、「住み良さ日本一の元気県づくり」に全力で取り組んでいるところである。
- こうした取組を一層加速化させるためには、歴史や文化、自然、食、ゆとりある生活環境など、本県の豊かな地域資源をもとに、優れた商品づくりや魅力ある地域づくりに取り組むとともに、多様な機会を活用してこれらの情報を積極的に県内外に発信することにより、県産品の振興や観光客の誘致につなげ、地域産業の活性化や地域のイメージ・認知度の向上を図っていくことが肝要である。

（２） 「本県知的財産戦略」の策定方針・検討対象

- 本県産業の現状と課題を、内的要因と外的要因の観点から分析し、本県の強みを最大限に活かしながら、知財による県内産業の競争力強化に繋がる戦略を策定していく。
- 国の知財施策、本県産業振興施策・地域振興施策との整合性を保ちつつ、最大の実効が上がるための戦略を策定していく。
- 本県知財戦略における検討対象について
本県知財戦略においては、知的財産基本法第2条の定義に従って、法律上の権利として保護されている「知的財産権」及び、中小企業の技術経営力強化の観点から、営業秘密、ノウハウを含めた「知的財産」の活用方策についても幅広く検討することとする。

最終目標：高付加価値型産業の振興による、持続的・自立的な
県経済の発展基盤の確立

¹⁸ Technology Licensing Organization（技術移転機関）の略。

[参考] 「知的財産」と「知的財産権」について

▼ 「知的財産」

知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）では「知的財産」を以下のとおり定義している。（法第2条1項）

- ◆ 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

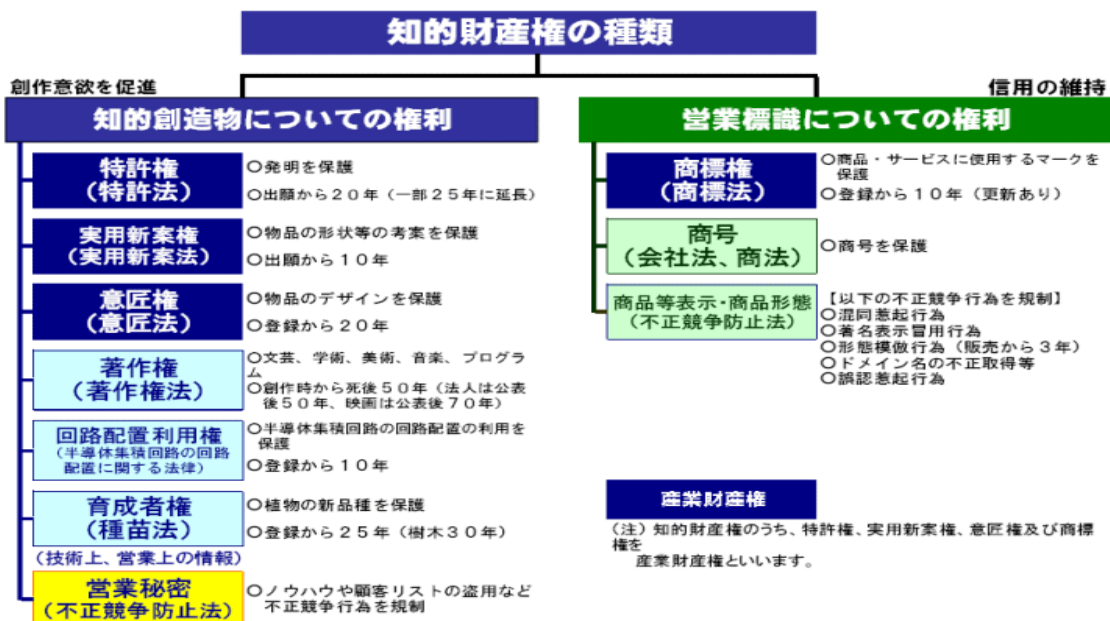
▼ 「知的財産権」

知的財産基本法では、人間の知的創作活動から創作された無体財産権（知的財産）を財産権として保護し、創作活動を奨励するための権利である「知的財産権」について、以下のとおり定義している。（法第2条2項）

- ◆ 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

- 特許権（特許法） 実用新案権（実用新案法） 育成者権（種苗法） 意匠権（意匠法）
- 著作権（著作権法） 商標権（商標法） 営業秘密等（不正競争防止法）

参考 知的財産権の種類¹⁹



¹⁹ 特許庁 HP (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_gaiyou/chizai02.htm) より転載。